第6回日韓著作権協議の結果概要について

平成 25 年 1 月 25 日 文化庁長官官房国際課

- 1. 日 時:平成24年12月11日(火)
- 2. 場 所:韓国文化体育観光部(韓国:ソウル)
- 3. 出席者

日本側:文化庁佐藤国際課長 都築智海賊版対策専門官、菊地史晃著作権課課長補佐韓国側:韓国文化体育観光部著作権政策課 チョ・ヒョンレ課長、その他事務官

4. 概要

①スリー・ストライク制度、ウェブハード登録制度について

- ・日本側より、スリー・ストライク制度、ウェブハード登録制度の効果について質問を行った。
- ・韓国側より、スリー・ストライク制度導入後に実際にスリー・ストライクになった事例はなく、本制度は著作権侵害に対する抑止として大きな効果があったと考えていること、ウェブハード(ウェブ上でのストレージサービス)事業者の登録制度の導入によってウェブハード上の侵害件数の減少が確認できたことについて説明があった。

②違法複製物追跡管理システム(ICOP)について

- ・日本側より、韓国における日本コンテンツの著作権侵害に対してICOPを活用することが可能かどうか確認を行った。
- ・韓国側より、正規著作物の特定に必要な情報を提供し、取締りためのコストを負担するのであれば ICOP の活用は可能であるとの回答があった。

③著作権委託管理業に関する法改正について

- ・日本側より、著作権委託管理業に関する法改正の進ちょく状況、内容について質問を行った。
- ・韓国側より、著作権等管理事業者の役員の資格条件の強化、著作物の支分権ごとに複数の団体に信託することを可能にするなどの改正を 2013 年中に行う予定であるとの説明があった。

④デジタル著作権取引所について

- ・日本側より、デジタル著作権取引所の運用状況について質問を行った。
- ・韓国側より、デジタル著作権取引所は2007年に運営を開始しており、著作権情報を統合し著作権者を容易に確認でき、インターネット上で著作物の使用許諾、契約ができるとの説明があった。

⑤日本の著作権法改正について

・韓国側より、6月の法改正によって導入された、類型ごとに整理された日本のいわゆる写り込み 等に係る規定に関心を持っており、導入の背景や運用について情報がほしいとの発言があっ た。